

公開 令和4年4月4日

担当部署：総務部 課税課 資産税係（羽田）

電話番号：0475（50）1127

東金市 企画政策部

秘書広報課 広報広聴係

電話番号 0475(50)1114

～罹災証明書の迅速な発行等が可能に～ 三井住友海上火災保険（株）と協定を締結

水害発生時に罹災証明書を迅速に発行し、被災者の早期生活再建を支援することを目的として、三井住友海上火災保険株式会社と「損害調査結果の提供及び利用に関する協定」を締結しました。

協定締結日 令和4年3月31日

協定有効期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（以降1年間ずつ自動更新）

協定内容 三井住友海上火災保険株式会社が保険金支払いのために行う住家の損害調査の結果について、対象者の方の同意を前提として、市が提供を受けるもの。

効果 同社の契約者が市に罹災証明書を申請する際、市による被害認定調査の実施や、被害内容のわかるもの（写真や見積書等の写し）の提出が原則不要となり、罹災証明書の迅速な発行が可能となる。

※ 罹災証明書とは、災害対策基本法に基づき、災害により被災した住家について、その被害の程度を市が証明するもの。各種被災者支援制度による補助、融資、税金の減免等を受ける際などに必要となる。